

平成 22 年 5 月 6 日

各 位

|         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 社 名   | セガサミーホールディングス株式会社                                                                     |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長<br>里 見 治<br>( コード番号 6460 東証第一部 )                                  |
| 問 合 せ 先 | グ ル ー プ 代 表 室 長 兼 グ ル ー プ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 室 長<br>上 田 晃 一 郎<br>( 電話番号 03-6215-9955 ) |

当社子会社（株式会社セガトイズ）の元従業員が関与した  
不正取引に関する調査の中間報告について

平成 22 年 4 月 15 日付で開示いたしましたとおり、当社子会社である株式会社セガトイズ（代表取締役社長：鈴木義治、本社：東京都台東区、以下「セガトイズ」）の元従業員が複数の取引先と不正取引を行っていたことが判明し、セガトイズの内部調査機関および外部調査委員会にて調査を続けております。本日、外部調査委員会による中間報告が提出され、セガトイズが添付のとおり『「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査」の中間報告について』を開示いたしましたのでご報告いたします。

なお、セガトイズは開示資料中、「5. 業績へ与える影響」にて以下のとおり記載しており、当社連結業績に対する影響も同様となる見込みです。

- ・ 平成 21 年 3 月期以前の業績につきましては、本件による影響は無い見通しです。
- ・ 平成 22 年 3 月期の業績につきましては、本不正取引による架空の売掛債権（約 420 百万円）を取得したとする者からの民事上の請求に対する支払いが発生する可能性があることから、偶発債務としての注記を予定しております。
- ・ 平成 23 年以降の業績につきましては、今後、本不正取引による架空の売掛債権（約 420 百万円）を取得したとする者からの民事上の請求に対する支払いが発生した場合には変動する可能性があります。

本件の最終報告につきましては結果が判明次第、速やかに公表させていただく予定です。

以上

《添付資料：セガトイズ開示資料『「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査」の中間報告について』》



平成 22 年 5 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ ガ ト イ ズ  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 義治  
( J A S D A Q ・ コード 7 8 4 2 )  
問合せ先 取締役副社長 経営統括本部長 菅野 暁  
電 話 0 3 - 5 8 2 2 - 6 2 4 4

## 「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査」の中間報告について

平成22年4月15日付で開示しました「当社元従業員による不正取引に関するお知らせ」につきまして、内部調査機関および外部調査委員会にて調査を行っております。当社は緊急社内点検、業績に与える影響、刑事告訴手続き、外部調査委員会による事実関係の確認・調査・再発防止策の検討を進めておりますが、今回、外部調査委員会による中間報告が提出されましたので、現在までの調査状況等について下記の通りご報告致します。

### 記

#### 1. 本調査に至る経緯

平成22年4月5日夜、当社の元従業員（以下「X」といいます。）から元上司であり、当社の専務取締役である横関謙治に対して申告があり、Xが、当社名義で架空の取引を組成し、形式上当社を債務者とする売掛金債権（以下「架空の売掛金債権」といいます。）を生じさせ（以下、Xが行った個々の架空の取引を単に「架空取引」、一連の架空の取引を総称して「本不正取引」といいます。）、申告時点においても未払いの架空の売掛金債権が存在する疑いがあることが発覚しました。

なお、Xは、平成22年3月31日付で当社を退職しておりますが、Xは平成21年12月、当社の希望退職者の募集に応じたものであり、退職と本不正行為との間に、関連性はありません。

横関謙治からの報告を受け、当社では、直ちに当社代表取締役社長鈴木義治を対策本部長とする「元従業員による不正取引対策本部」を設置すると共に、当社関係部署及び顧問弁護士と協同して調査を進めて参りました。また、その後、4月15日には、更なる調査及び再発防止のため、弁護士2名及び公認会計士1名からなる「外部調査委員会」を設置し、一層の調査を続けて参りました。なお、「外部調査委員会」設置後、「元従業員による不正取引対策本部」は、それまでの調査結果を同委員会に報告した後、同委員会の指示に基づき調査・報告を行なっております。

#### 外部調査委員会のメンバー（敬称略）

|     |       |               |           |
|-----|-------|---------------|-----------|
| 委員長 | 金森 仁  | 山王法律事務所       | 弁護士       |
| 委員  | 伊藤 亮介 | T M I 総合法律事務所 | 弁護士       |
| 委員  | 石川 正敏 | あいわ税理士法人      | 公認会計士・税理士 |

#### 2. 社内調査

「元従業員による不正取引対策本部」は、当社監査室及び当社の親会社であるセガサミーホールディングス株式会社の内部監査室に調査を指示し、以下の結果を得ました。

- ・ Xには、単独で発注を行う行為および支払決済を行う行為などにつき一切権限を有していないこと
- ・ 当社における発注、納品、支払、契約等に関連する手続において、内部統制の整備状況および運用状況を検証した結果、概ね、適正に運用されていること

### 3. 外部調査委員会による中間報告

平成22年4月15日付で本不正取引の調査および再発防止を目的として設置しました、外部調査委員会より以下の通り中間報告が提出されました。なお、外部調査委員会は、「2. 社内調査」の内容について問題が無いことを確認したうえで、その結果を中間報告の内容に含めております。

中間報告の主な内容は次の通りです。

(外部調査委員会の中間報告書の全文を添付しております。)

- ① 本調査の内容
- ② 本不正取引の内容
- ③ 関係者の刑事責任
- ④ 本不正取引がセガトイズ決算に与える影響

### 4. 当社の対応

#### (1) 当社の見解

「2. 社内調査」および「3. 外部調査委員会中間報告」の結果を踏まえた、当社の現時点における本不正取引に関する見解は次の通りです。

##### ① 本不正取引に関する組織的関与の不存在

架空取引は、Xによって当社名義で、当社名義の注文書等を用いて行われていたものの、Xには当社名義の注文書を作成及び交付する権限はなく、また、当社の内部的な決裁手続も一切経ていない。また各架空取引において当社が受領することとされていた目的物も、当然のことながら当社は一切受領していない。

したがって、当社は本不正取引に一切関与していなかった。

##### ② 本不正取引に関する当社の買掛債務の不存在

本不正取引は会社の会計記録を通すことを意図して行なわれたのではなく、実際に会社の会計記録に一切記録されていなかった。

上記より、Xが各架空取引を組成した目的は、当社の売上を見かけ上増加させることではなく、当社を形式上債務者とする売掛金を相手方各社において計上させ、それにより相手方各社から金員の融通を得ることであった。そのため、各架空取引は当社の会計記録を通さず、実際に社内調査の結果においても、当社の会計記録には一切記録されていなかったことが確認されており、当社の買掛金債務には当たらない。

##### ③ 社内における他の関与者の不存在

社内調査および外部調査委員会の調査によっても、X以外の当社の役員・従業員等が本不正取引に関与していたという証拠は認められなかった。また、各架空取引の組成は、X単独で十分になし得る態様のものである。したがって、当社内部にX以外の関与者は存在しない。

##### ④ 社外における協力者の存在

協力者は、自らの口座に振り込まれてきた金員を当社名義で振り込むことによって、3%程度の手数料名目の利得を得ていたとされている。当協力者が、手数料取得目的で、本取引に関する金員の移動という、本不正取引にとって不可欠の役割を担っていた。

##### ⑤ 本不正取引の犯罪性

少なくとも、Xが、権限なく当社名義の発注書面を作成及び交付した行為について、有印

私文書偽造罪及び同行使罪が成立すると考えられる。また、不正取引に関与した外部者の一部には、Xと共謀して上記犯罪を行ったと疑われる者が存在するなど、本不正取引は犯罪行為を含むものである。

当社と致しましては、以上のそれぞれまたは複合的な要因を本不正取引が約2年間に亘って発覚しなかった理由として理解しており、相当の特殊事例であると分析しております。

なお、社内の管理監督、部門内のコミュニケーション等々の間接的・内的要因などにつきましては更に社内調査を進め整理したうえで、速やかに報告させていただきます。

## (2) 刑事告訴

当社は、Xが、権限なく当社名義の発注書面を作成（当社の株式会社印を押されている正規の注文書をスキャンで取り込んでPDFファイル化し、ペイントソフトを用いて記名部分と赤色押印部分を切り取ってエクセルファイルの注文書に貼り付けてプリントアウトするなどの方法）及び交付した行為について、有印私文書偽造罪及び同行使罪に該当するものと考え告訴状を作成し、現在 警視庁と告訴内容を協議しております。また、この者と共謀して本不正取引を行ったと疑われる外部の関係者についても同様の対応をしております。今後は当局の捜査に協力していく所存です。

## (3) 民事上の請求への対応及び民事責任の追及

当社は、一連の架空取引により架空の売掛債権を取得したと主張する者からの民事上の請求に対し、適正に対処していく所存です。

なお、「4.（1）当社の見解」に記載の通り、当社としては買掛債務として認識しておりません。また、当社は、本不正取引によって当社に生じた損害及びその関与者の法的責任についても慎重に検討し、今後、適正な措置を講じる所存です。

## 5. 業績へ与える影響

本中間報告において記載しております通り、弁護士及び公認会計士からなる外部調査委員会による中間報告を受けて、連結及び個別業績に与える影響は以下の通りとしております。

- ・平成21年3月期以前の業績につきましては、本件による影響は無い見通しです。
- ・平成22年3月期の業績につきましては、本不正取引により架空の売掛債権（約420百万円）を取得したとする者からの民事上の請求に対する支払いが発生する可能性があることから、偶発債務としての注記を予定しております。
- ・平成23年3月期以降の業績につきましては、今後、本不正取引により架空の売掛債権（約420百万円）を取得したとする者からの民事上の請求に対する支払いが発生した場合には変動する可能性があります。

## 6. 今後の対応

本件につきましては引き続き鋭意調査を進め、最終報告については結果が判明次第、速やかに開示を行う予定です。

以 上

# セガトイズ元従業員の関与した不正取引に関する中間報告

平成 22 年 5 月 6 日

## 外部調査委員会

委員長 弁護士 金森 仁  
委員 弁護士 伊藤 亮介  
委員 公認会計士 石川 正敏

平成22年4月15日付で開示されました、株式会社セガトイズ元従業員による不正取引について、当外部調査委員会で調査を行い、下記のとおり中間報告書をまとめましたので、ご報告致します。

### 第1 中間報告書の要旨

本中間報告書の詳細は、「第2」以下で詳述するが、その要旨は以下のとおりである。

#### 1. 不正取引の内容

当委員会の調査の結果、無権限の株式会社セガトイズ（以下「セガトイズ」という。）の元従業員（平成22年3月31日付けで退職。以下「X」という。）によって、セガトイズの経理処理を一切経ず、また、目的物の授受も一切ないセガトイズ名義の架空の取引（以下「架空取引」という。）が繰り返し行われてきたことが明らかになった。

当該架空取引は、平成20年5月から元従業員の退職のころまでの間に100回以上に亘って行われ（以下一連の架空取引を総称して「本不正取引」という。）、本不正取引が発覚した平成22年4月5日時点で、外観上セガトイズを債務者とする架空の売掛金債権（以下「架空の売掛金債権」という。）を有する者は10者おり、当該架空の売掛金債権の総額は、約4億2000万円であることが判明した。さらに、本不正取引によって、支払った金員が取得した金員を上回っている関係者が10者中8者おり、その差額（すなわち、同人らの持ち出し分）は8者で合計約1億6000万円であることも判明した。

#### 2. 関係者の刑事責任について

少なくとも、Xが、権限なくセガトイズ名義の発注書面を作成及び交付した行為について、有印私文書偽造罪及び同行使罪が成立すると考えられる。また、不正取引に

関与した外部者の一部には、Xと共謀して上記犯罪を行ったと疑われる者が存在する。

### 3. 本不正取引がセガトイズの決算に与える影響

本不正取引は、X個人による実態のない架空取引であり、セガトイズの取引とは認められないものであるから、セガトイズの経理上、過去に認識すべきであった取引は存在せず、よって過年度の財務諸表の修正は不要であると考ええる。

また、今後、架空の売掛金債権を取得したと主張する者からの請求に対する支払義務が発生する可能性に関して、当年度（平成22年3月期）においては偶発債務の注記として開示することが適当であると考ええる。

## 第2 本調査の内容

本調査は、次の手法により情報を収集しこれらを分析することによって行った。

1. Xに対する事情聴取
2. セガトイズにおいてXが管理・利用していた文書、電子メール、電子ファイル等の資料の入手
3. 架空取引により外観上セガトイズの取引相手となった者（後掲<図3>における「C社」の立場にあたるものであり、以下「相手方」という。）からの任意の事情聴取及び資料収集
4. 各架空取引において金員の受け渡しの仲介をした者（後掲<図3>における「乙社」の立場にあたるものであり、以下「協力者」という。）からの任意の事情聴取及び資料収集
5. セガトイズ監査室及び、セガトイズの親会社であるセガサミーホールディングス株式会社内部監査室による社内調査の結果の聴取

## 第3 本不正取引の内容

### 1. 本不正取引の構造

本不正取引は、概ね以下に示す「(2)以降の架空取引」を繰り返すことから成り立っているが、セガトイズを債務者とする架空の売掛金債権を発生させる最初の取引については、若干取引の構造が異なるため、これについては「(1)当初の架空取引」として、区別して記載する。

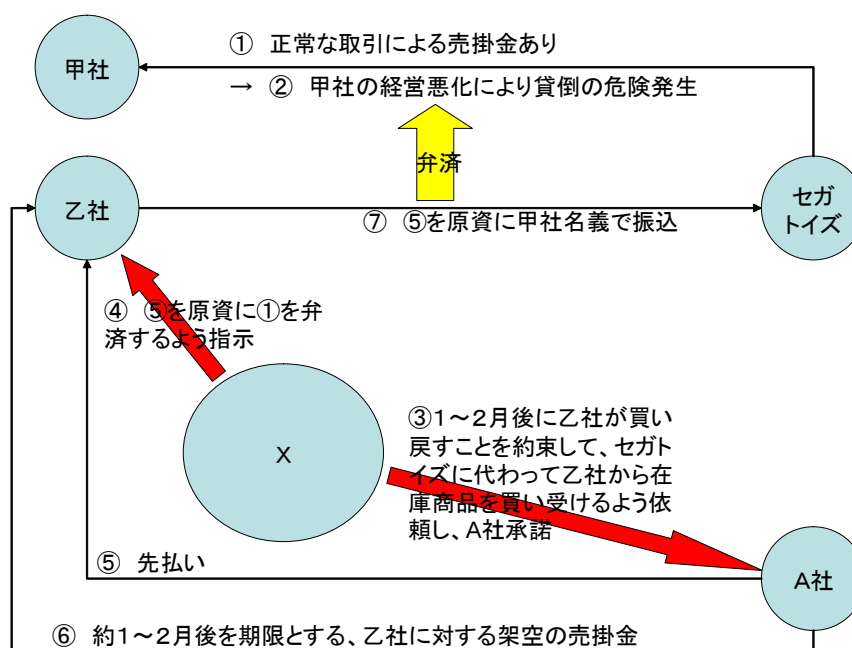
#### (1) 当初の架空取引

Xは、自身が関与した正規のセガトイズの取引について、債務者の支払い能力に不安が生じたため、セガトイズの売掛金債権が回収不能となり、自身の営業成績に悪影響が及ぶことを防ぐため、本不正取引を開始したと供述している。当該動機を

含めて、Xの供述にはあいまいな部分も多いものの、他の証拠から明らかになった事実とも照らし合わせると、概ね以下のような架空取引が組成されたと推測される。

ア．段階 1

< 図 1 >



すなわち、上図のように、平成20年5月ころ、当時Xの担当取引先であった甲社に対するセガトイズの売掛金債権（①、約400万円）に回収不能の危険が生じた（②）。そのため、Xは、①の売掛金債権の弁済資金を調達するために次のような架空取引を組成した。

まず、Xは、A社に対し、セガトイズから甲社に売却した商品が売れ残ってしまい甲社が在庫調整を必要としている、甲社の代理店である乙社から一時的に買い受けてくれば乙社が1～2ヵ月後に買い戻すので乙社へ代金を支払ってもらえないかと相談を持ちかけた。Xが、A社が乙社に支払う金額と、乙社が1～2ヵ月後にA社から買い戻す金額との間に差額（以下「利ざや」という。）をもうけたこともあり、A社はこれを承諾した。

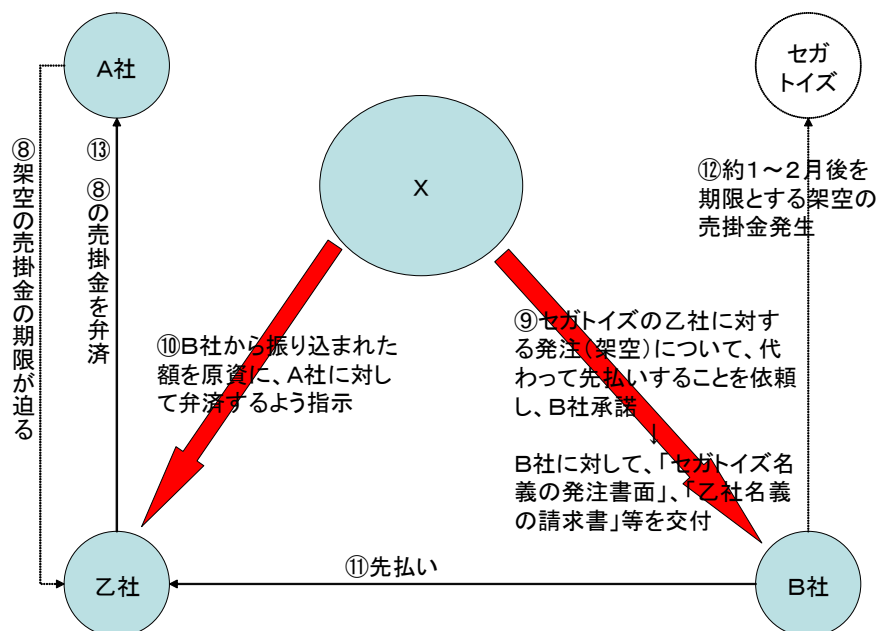
A社は乙社に売買代金を支払い（⑤）、乙社が①の売掛金債権と同額を甲社名義でセガトイズに支払うことで①の売掛金は弁済され（⑦）、その結果、①の売掛金債権の回収不能の危険は阻止されたが、Xは乙社がAから1～2ヵ月後に買い戻しをすることを約束したため、A社の乙社に対する架空の売掛金債権（買い戻しの代金、⑥）が新たに発生した。

イ．段階 2

ア．の手法により架空取引を組成した結果、A社の乙社に対する架空の売掛金

債権が残ったが、Xは、この架空の売掛金債権を弁済するために、さらに次に述べるような架空取引を組成した。

<図2>



すなわち、A社の乙社に対する架空の売掛金債権について支払期限が迫ると(⑧)、Xはこれを弁済するために、セガトイズが乙社に対して製造委託取引をしようとしているものと仮装し、当該取引では代金为先払いとなっているがセガトイズは直ちに支払うことができないという理由で、B社に対してセガトイズと乙社の間に介在してセガトイズの乙社に対する請負代金債務を一時的にセガトイズに代わって支払うよう依頼した(⑨)(当該依頼内容については、(3)において詳細に説明する。)

B社が利ざやを得られる等の理由からこれを承諾すると、Xは乙社に対してB社からの振込を原資に、A社に対して振込を行うように指示を行った(⑩)。その結果、B社から乙社(⑪)、乙社からA社(⑬)へと金員が振り込まれた。乙社からA社への振込(⑬)により、⑧の架空の売掛金債権が弁済されたことになるが、新たにB社のセガトイズに対する架空の売掛金債権が発生する(⑫)。

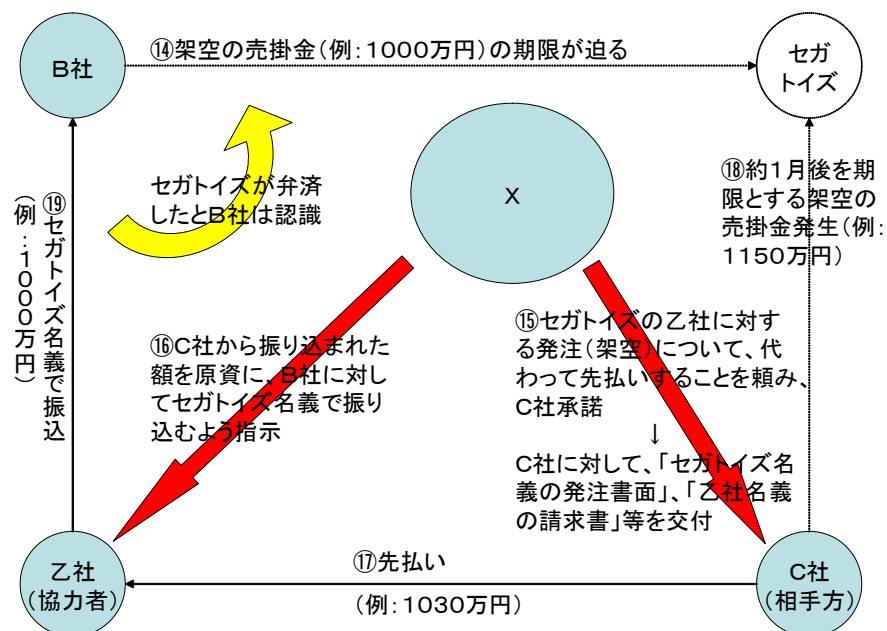
なお、Xは、自身が関与した他のセガトイズの正規の取引について、セガトイズの売掛金債権が回収不能となり、自身の営業成績に悪影響が生じることを避けるため、その後も数度に亘って、同様又は類似の手法により架空取引を組成し、セガトイズを債務者とする架空の売掛金債権を発生させた疑いがある。

## (2) 以降の架空取引

(1)の手法により架空取引を組成した結果、B社のセガトイズに対する架空の売掛

金債権が残った。Xは、この架空の売掛金債権を弁済するために、さらに次に述べるような架空取引を組成した。

<図 3>



すなわち、B社の架空の売掛金債権について支払期限が迫ると(⑭)、Xはこれを弁済するために、セガトイズが乙社に対して製造委託取引をしようとしているものと仮装し、当該取引では代金が先払いとなっているがセガトイズは直ちに支払うことができないという理由で、C社に対してセガトイズと乙社の間に介在して乙社に対する売買代金債務を一時的にセガトイズに代わって支払うよう依頼した(⑮)(当該依頼内容については、(3)において詳細に説明する。)

C社が利ざやを得られる等の理由からこれを承諾すると、Xは乙社に対してC社からの振込を原資に、B社に対してセガトイズ名義で振込を行うように指示を行った(⑰)。その結果、C社から乙社(⑰)、乙社からB社(⑱)へと金員が振り込まれた。乙社からB社への振込(⑱)はセガトイズ名義で行われるため、⑭の架空の売掛金債権が弁済されたことになる。これにより、⑭の架空の売掛金債権は消滅するが、新たにC社のセガトイズに対する架空の売掛金債権が発生する(⑲)。

以後、Xは、新たに発生した架空の売掛金債権を弁済するため、同様の手法で架空取引を組成することを繰り返した。

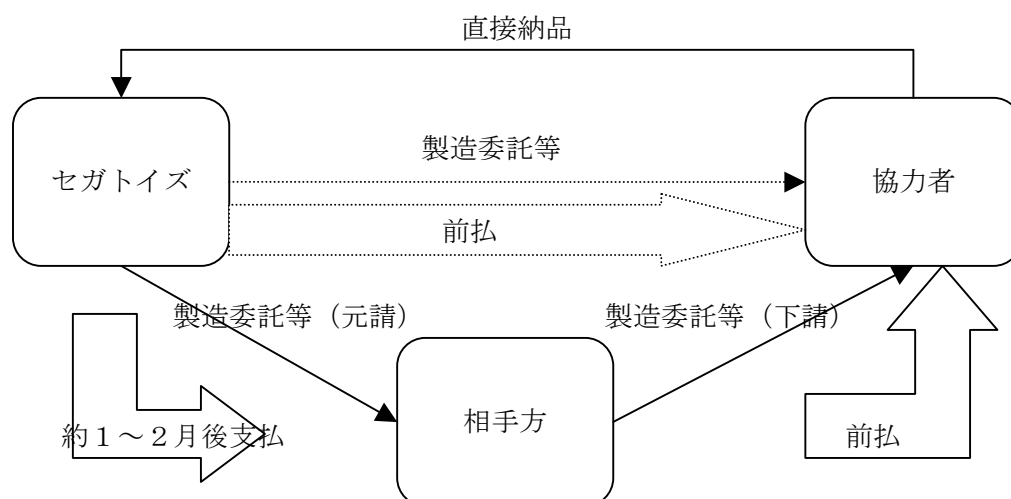
### (3) 架空取引の具体的手法

#### ア．取引の外観

Xは、架空取引に際し、概ね<図 4>に示す取引が行われていたかのような外

観を作出したと説明する。すなわち、セガトイズが協力者に対して製造委託や売買等を行おうとしたが、当該取引において、セガトイズは協力者に対して代金の前払いをする必要がある。しかし、セガトイズは代金の前払いができず、直接製造委託をすることができないという理由から、相手方が形式上、元請事業者等として介在し、セガトイズに代わって一時的に協力者に対する代金の前払いを行ったというものである。

<図 4>



#### イ. 注文書の偽造

Xは、上記の外観を作出するため、相手方に対して、セガトイズ名義の注文書や検収書といった書面を、当該書面を作成する権限がないにもかかわらず作成・交付した。

### 2. 本不正取引の関与者

#### (1) 相手方

本不正取引の相手方は、Xの組成した架空取引に介在し、協力者の預金口座に架空の代金を払い込むという役割を果たしていた。

#### (2) 協力者

本不正取引の協力者は、個々の架空取引において、その管理する預金口座に相手方から金員の払込を受け、これをセガトイズ名義で架空の売掛金債権の債権者（すなわち相手方）の預金口座に振り込むという役割を果たしていた。

#### (3) セガトイズ

本不正取引において、セガトイズは形式上、相手方に対する製造委託等の注文者となっていた。しかし、Xには当該取引を行う権限がなく、かつ、取引に際しXはセガトイズの内部的な決裁手続を一切経ておらず、また、セガトイズが当該契約の目的物（製造委託による成果物等）を受領した事実も認められない。

以上の事実を前提とすると、セガトイズは実質的には本不正取引に一切関与して

いない。

#### (4) その他

Xは、セガトイズ内部において本不正取引に関与した者はXのみであると供述しており、その他のセガトイズの調査によっても、X以外のセガトイズの役員・従業員等が本不正取引に関与していたという証拠は認められなかった。相手方からの聴き取り調査においても、相手方が本不正取引に関連して、X以外のセガトイズの従業員、役員等と接触したとの情報はなく、また、各架空取引の組成は、X単独で十分になし得る態様のものであることに鑑みても、セガトイズ内部にX以外の関与者は存在しなかったと考えられる。

### 3. 本不正取引の実態

#### (1) セガトイズ

架空取引は、Xによってセガトイズの名義で、同社名義の注文書等を用いて行われていたものの、Xには同社名義の注文書を作成及び交付する権限はなく、また、同社の内部的な決裁手続も一切経ていなかった。

さらに、当該取引に関し（当初の取引における真正な売掛金債権についての支払を除き）、セガトイズの経理上の処理は一切行われておらず、各架空取引においてセガトイズが受領することとされていた目的物も、当然のことながらセガトイズは一切受領していない。

したがって、（Xを除き）セガトイズは本不正取引に直接関与していなかったというのが実態である。

#### (2) 相手方

本取引は、形式上、セガトイズが相手方に対して発注し、相手方が協力者に発注するという、セガトイズを発注者、相手方を元請業者、協力者を下請業者とする形（架空取引が製造委託の態様で行われている場合）で組成されている。

しかし、Xは、予め協力者を下請業者とすることを前提に相手方を関与させていたため、相手方は下請業者（協力者）の選定や指揮監督等は一切していない。また、架空取引の目的物は、下請業者とされる協力者からセガトイズに直接納品されるものとされていたことから、相手方は実質的には金融機能を果たしているに過ぎなかったといえる。

すなわち、各架空取引において、相手方は1～2ヶ月程度以内の間、架空取引の代金を負担する代償として、一定割合の利ざやを利得していたというのが取引の実態である。

相手方がいかなる認識で本不正取引に関与していたかについては、取引の内容や態様、セガトイズとの正常な取引関係の有無などの事情から、個別に判断されるものと思われる。しかし、これまでの本調査によって、この点に関する個別の事情を十分に解明することはできなかった。

### (3) 協力者

Xの供述によると、協力者は、自らの口座に振り込まれてきた金員を、セガトイズ名義で振り込むことによって、3%程度の手数料名目の利得を得ていたとされている。

Xが本不正取引を開始するに際し、協力者に対してどのような説明を行ったか、協力者がどのような認識を持って本不正取引に関与していたかについては、本調査によっても十分に解明されていないが、協力者が、手数料取得目的で、本不正取引に関する金員の移動という、本不正取引にとって不可欠の役割を担っていたことは事実である。

## 4. 本不正取引の規模

### (1) 相手方の数

本不正取引において、現在、架空取引の相手方となりセガトイズに対して支払を求めている者が10者（以下単に「10者」という。）存在する。当該10者以外にも、相手方が存在する可能性は否定できないが、次の理由から、少なくとも、10者以外に、現時点で架空の売掛金債権を有している者がいる可能性は極めて低いと考えられる。

まず、セガトイズは、本年4月15日に本不正取引の事実を公表したが、その後、セガトイズに対して、10者以外で、本不正取引に関する売掛金債権の支払請求してきた者はいない。また、10者の関与した本不正取引においては、架空の売掛金債権の支払期限は通常1～2ヶ月、長くても3月以内とされており、かつ、10者の関与した架空取引で平成22年に入ってから協力者の立場に立った者は1者しかないが、この協力者が本不正取引に利用していたとされる預金口座の入出金記録には、10者以外の者について本年に入ってから200万円以上の架空の売掛金債権を生じる可能性のある金員の移動があった痕跡は認められなかった。また、X自身も、上記10者以外に、現時点でセガトイズに対する架空の売掛金債権を200万円以上有している者はいない旨供述している。

### (2) 架空取引の回数、架空の売掛金債権の金額

本不正取引を構成する各架空取引における取引金額や、設定された利ざやの割合は様々であり、取引額については数百万円程度から数千万円程度、利ざやの割合については5%程度から45%程度のものが確認されている。

各架空取引において、相手方が利ざやを利得し、また、協力者が3%程度の手数料を利得したため、回を重ねるごとに未清算の架空の売掛金債権額は増加していき、架空取引の頻度や1回の架空取引における取引額も増加していった。最終的に、2年弱の期間の間に、100回以上架空取引が組成され、本不正取引発覚時点で未清算の架空の売掛金債権は、10者合計で約4億2000万円であることが明らかになっている。

### (3) 本不正取引による金員の流れ

本不正取引は、相手方が協力者に金員を支払うことと、協力者がセガトイズ名義で架空の売掛金債権の債権者に対して振込を行うことを繰り返すものであり、その際、相手方は利ざやを利得していた。また、Xの供述や協力者の説明によると、協力者も振り込んだ金員の3%程度の金員を手数料の名目で利得していたとされている。なお、上記10者について、平成20年5月に本不正取引が開始されてから平成22年4月までの間に本不正取引に関して移動した金員の総額は約16億円であることが確認されている。

上記10者について、金員の支払額と振込を受けた額のそれぞれの合計額を比較すると、うち2者は振込を受けた額が金員の支払額を上回っている（すなわち、当該2者は本不正取引により実質的に利得が生じていると認められる。）が、その余の8者は金員の支払額が振込を受けた額を上回っており（すなわち、本不正取引により実質的に損失が生じていると認められる。）、その総額は8者で約1億6000万円となっている。

なお、上記10者の本不正取引に関する支払額の合計から振込を受けた額の合計を減じると約9400万円となるが、当該金員の行方については未だ解明されておらず、現在引続き調査を行っている。

## 第4 関係者の刑事責任

少なくとも、セガトイズとの関係で、Xは、権限なく発注書等の書面を作成及び交付したことが明らかになっており、このような行為は刑法上の有印私文書偽造罪及び同行使罪に該当すると考えられる。また、Xと共謀して本不正取引に加担した疑いのある者（セガトイズ外部の者である。）がおり、これらの者については、上記Xの犯罪行為の共犯に該当する疑いがある。

セガトイズは、Xを含めたこれら関係者に対する告訴状を作成済みであり、平成22年4月30日から警視庁と告訴内容を協議中である（近日中に受理の見込みである。）。

## 第5 本不正取引がセガトイズ決算に与える影響

### 1. 過年度の財務諸表への影響

本不正取引は、Xが無権限でセガトイズ名義の発注書面を偽造するなどして、同社の発注システム及び経理処理とは一切無関係に行われたものであり、内部的に必要とされる決裁手続も一切経ていなかった。また、形式上、セガトイズは相手方に対する製造委託等の注文者となっはいるが、同社が当該契約の目的物を受領した事実も認められない。

したがって、セガトイズは実質的には本不正取引に一切関与しておらず、これらの

取引は、あくまでもX個人（及びその他の外部関係者）による犯罪行為であると考えられる。

これまでに明らかになった事実を前提とすると、本不正取引は、実態のない架空取引であり、セガトイズの取引とは認められないものであるから、セガトイズの経理上、過去に認識すべきであった取引は存在しないものとする。したがって、セガトイズにおいて計上すべき買掛金債務等も一切存在せず、過年度の財務諸表の修正は不要であるとする。

## 2. 当年度（平成22年3月期）の財務諸表への影響

本不正取引に各関係者がいかなる認識で関与していたかについては、個別に判断されるものであるが、これまでの本調査によってはまだ十分に解明されてはいない。

今後、セガトイズにおいて、架空の売掛金債権を取得したと主張する者からの民事上の請求に対する支払義務が発生する可能性があることから、これらに対する引当金計上の可否を検討したが、現時点において同社が負担すべき金額を合理的に見積もることはできないため、当年度においては偶発債務の注記として開示することが適当であるとする。

なお、今後において、和解金等の負担が実際に発生した時点又はこれを合理的に見積もることができることとなった時点で、これらは費用処理すべきものとする。

以上